

佐々木三十六

一、管理料、查足

二、山作、鶏合、於立毛旗、小作料、罰引協足

三、耕作上、註意事項指道寸

四、其他耕作上、使用事項

第十九條 管理料、玄米、以組合長、指定シタ期日場所、飼育

又、モ、十人

第二十條 管理料、生産板、直乙種以上、者、納付メリ

第二十一條 地主、豊内ヲ論セズ、毎年、管理料、石付玄米、神社

組合へ提供スルモノ

第二十二條 組合へ前條、所、組合、経費、充當、飼料、飼料金、住

用組合へ共同財金トシテ預入スルモノ

第二十三條 調査、優良、大元、不足時、終、會、表彰、ナス

第二十四條 在、右項、該當、モハ除名、除名、退、庫

一、組合、併面、毀損シタモ

二、規定、違背シタモ

25

三、小作人、シテ指定、期日、小作料、納付セラセラ

但シ、疾病、其他、事故、依、組合長、延納、シテ、場合

八此限、アリ

第二十五條 組合員、シテ区域外、耕地、耕作、中止、不、区域外

、所有土地、压部、モ、壳却、耕作、ナシルバ、醜食、スルモノ

第二十六條 第二十三條、規定、依、脫退、有、其脱退、事由、

調査、在、員会、シテ調査、其性質、依、共同財金、持分、

一部、大、全、部、拂、底、ナス

第二十七條 本組合、足、月、總金、毎年、首、中、月、開催、事業、成績、概況、報告スルモノ

第二十八條 本組合、三、左、帳簿、置ク

三、小作、臺帳

四、小作料、云、絵、算

五、其他必要、ナリト、該、名、諸帳簿

第六十九條 本規約、並、總會、於組合員半數以上、同意、要、本

本組合規約、規定、遵守スル事、大、應、署名捺印